

利用権設定における賃借料のお知らせ

情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結（公告）された賃借権における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなっております。

この賃借料情報はあくまで目安です。貸し手と借り手が十分に話し合い、お互いが納得できる額で設定してください。

また、使用賃借権（年貢なし）の筆数も掲載しています。



① 田（水稻）の部

〔単位：円〕

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	賃貸借筆数	使用賃借筆数
峰山町	—	—	—	0	2,059
大宮町	5,800	6,500	5,000	9	132
網野町	8,200	10,300	6,500	10	1
丹後町	8,000	8,000	8,000	1	9
弥栄町	6,000	9,000	3,100	10	346
久美浜町	7,100	27,000	2,500	186	586
(参考)京丹后市平均	7,100			216	3,133

② 畑の部（国営農地含）

〔単位：円〕

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	賃貸借筆数	使用賃借筆数
峰山町	10,600	12,000	10,000	64	167
大宮町	10,000	10,000	10,000	32	8
網野町	11,600	20,200	10,000	47	159
丹後町	6,000	6,000	6,000	1	2
弥栄町	11,000	15,000	10,000	272	13
久美浜町	11,400	25,000	2,500	75	35
(参考)京丹后市平均	11,000			491	384

※ 令和6年中に締結（公告）された賃借権・使用賃借権を基にした情報です。
令和6年より前に締結されている筆は、賃借期間中であっても含まれていません。

※ 農業委員会では、相対契約で終期を迎える利用権の設定に係る終期通知書を耕作者に送付しています。
お手元に通知書が届きましたら、ご確認いただき必要な手続きをお願いします。